

公益財団法人ソフトピアジャパン 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人ソフトピアジャパンと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県大垣市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、情報科学技術に関する産業の支援、人材育成、情報提供、情報交流、啓発普及等を促進することにより、岐阜県の情報産業の高度化、産業の情報化及び地域の情報化を推進し、県民の豊かなくらしを実現する情報化社会の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報科学技術に関する産業の支援事業
- (2) 情報科学技術に関する人材の育成事業
- (3) 情報科学技術に関する情報の提供事業
- (4) 情報科学技術に関する交流事業
- (5) 情報科学技術に関する啓発普及事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は岐阜県において行う。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な次に掲げる財産は、この法人の基本財産とする。

- (1) 岐阜県がこの法人に対して出捐した財産
- (2) 評議員会において基本財産とすることを決議した財産

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理)

第6条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会において別に定める。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、突発的な事由により緊急に収支予算を変更する必要がある場合は、

理事長はその変更を専決処分することができる。この場合において、理事長は次の理事会でその専決処分の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類（前項の規定による承認を受けた変更後の書類を含む。）については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、個人情報に関する記載を除き一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 定款については、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく公告しなければならない。

（公益目的取得財産残額の算定）

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

（評議員の定数）

第11条 この法人に、評議員3名以上7名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用者

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
ロ 使用人
ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
①国の機関
②地方公共団体
③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
3 評議員はこの法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
3 評議員は第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

- 第14条 評議員は無報酬とする。
2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
3 前項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

第5章 評議員会

（評議員会の構成）

- 第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（評議員会の権限）

- 第16条 評議員会は、次の事項について決議する。
(1) 理事及び監事の選任及び解任
(2) 理事及び監事の報酬等の額
(3) 評議員、理事及び監事の報酬等の支給の基準
(4) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
(5) 定款の変更
(6) 事業の全部又は一部の譲渡
(7) 残余財産の帰属の決定
(8) 基本財産の処分又は除外の承認
(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（評議員会の開催）

- 第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

- 第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 - 3 理事長は、原則として開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。
 - 4 前項の通知は、評議員の承諾を得て、電磁的記録により通知を発することができる。

(評議員会の議長)

- 第19条 評議員会の議長は出席した評議員の互選により選出する。

(評議員会の決議)

- 第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
 - 3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(評議員会の決議の省略)

- 第21条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(評議員会の報告の省略)

- 第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

(評議員会の議事録)

- 第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名者2名が、これに署名又は記名押印する。
 - 3 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならぬ。

(評議員会の運営)

- 第24条 法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の運営に関する必要な事項は、評議員会において定める。

第6章 役 員

(役員の設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上18名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、1名を副理事長、1名を専務理事、若干名を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長、専務理事、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事はこの法人の理事及び評議員並びにこの法人の使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務を執行し、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執務する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第30条 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、理事長及び常勤の理事並びに監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(役員の損害賠償責任の免除)

第32条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除する

ことができる。

(責任限定契約)

第33条 この法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でない者に限る。）及び監事との間で、前条の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(理事会の構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(理事会の招集)

第36条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、原則として開催日の1週間前までに、すべての役員に対してその招集通知を発しなければならない。
- 4 前項の通知は、理事の承諾を得て、電磁的記録により通知を発することができる。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が議長の職務を代行する。
- 3 副理事長が欠けたとき又は副理事長に事故があるときは、出席した理事の互選により選出する。

(理事会の決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第39条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(理事会の報告の省略)

第40条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第27条第3項に規定する報告については適用しない。

(理事会の議事録)

- 第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
- 3 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならぬ。

第8章 委員会

(委員会)

- 第42条 理事長は、第4条に掲げる事業を実施するに当たり、業務運営に関し必要な事項を調査研究又は審議するため、必要に応じて委員会を設置することができる。
- 2 委員会の組織、運営等に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 3 委員会の委員は、理事長が委嘱する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第45条の規定はこれを変更することができない。

(解散)

- 第44条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は岐阜県に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

- 第46条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

- 第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は岐阜県に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

- 第48条 この法人の公告は、電子公告による。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をするができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 事務局

(事務局)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第12章 補 則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の移行登記の時に、それまでの特例民法法人の理事であった者は全員が退任するものとする。
- 4 この法人の最初の理事長は熊坂賢次、副理事長は清生勲とする。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和5年4月1日から施行する。